

(提案基準第17号)

産業の振興を図る必要がある地域における工場等に係る開発又は建築に関する基準

産業の振興を図る必要がある区域における工場等に係る開発又は建築等については、次の要件の全てに該当すれば、容認するものである。

- 1 当該基準に係る申請の建築物の用途は、建築基準法別表第2(る)項第1号(一)から(二十四)まで及び(二十九)から(三十一)までに掲げる事業を営む工場並びに同項第2号に掲げるもの及び法別表第2(わ)項に掲げるもの以外のものであること。
- 2 申請地は、次のいずれにも該当していること。
 - (1) 申請地は、呉市都市計画マスタープラン(令和5年3月改定)において、郷原インターチェンジ周辺の計画的な土地利用の推進を図るべき区域として定められた「生産流通拠点」の区域(別紙)に位置していること。
 - (2) 地形、環境等の自然条件、雇用、交通、土地利用、産業等の社会経済条件を総合的に勘案して当地に立地することがやむを得ないと認められる場合であること。

(令和5年8月1日から施行)

【別紙】都市計画法第34条第14号・提案基準第17号「産業の振興を図る必要がある地域における工場等に係る開発又は建築に関する基準」 (nonscale)

〔生産流通拠点〕

呉市都市計画マスタープラン（令和5年3月改定）において、郷原インターチェンジ周辺の計画的な土地利用の推進を図るべき区域として定められたもの

